



# 医療DX ～予防接種事務編～

## 事業説明資料(令和7年度時点版)

公開日:令和8年4月24日  
作成:大田区感染症対策課

資料の内容は、令和8年4月末時点の情報を基に構築しています。  
資料引用・抜粋:令和6年度及び令和7年度予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会  
今後事業内容やスケジュールに変更が生じる場合があります。

# 本日の流れ

---

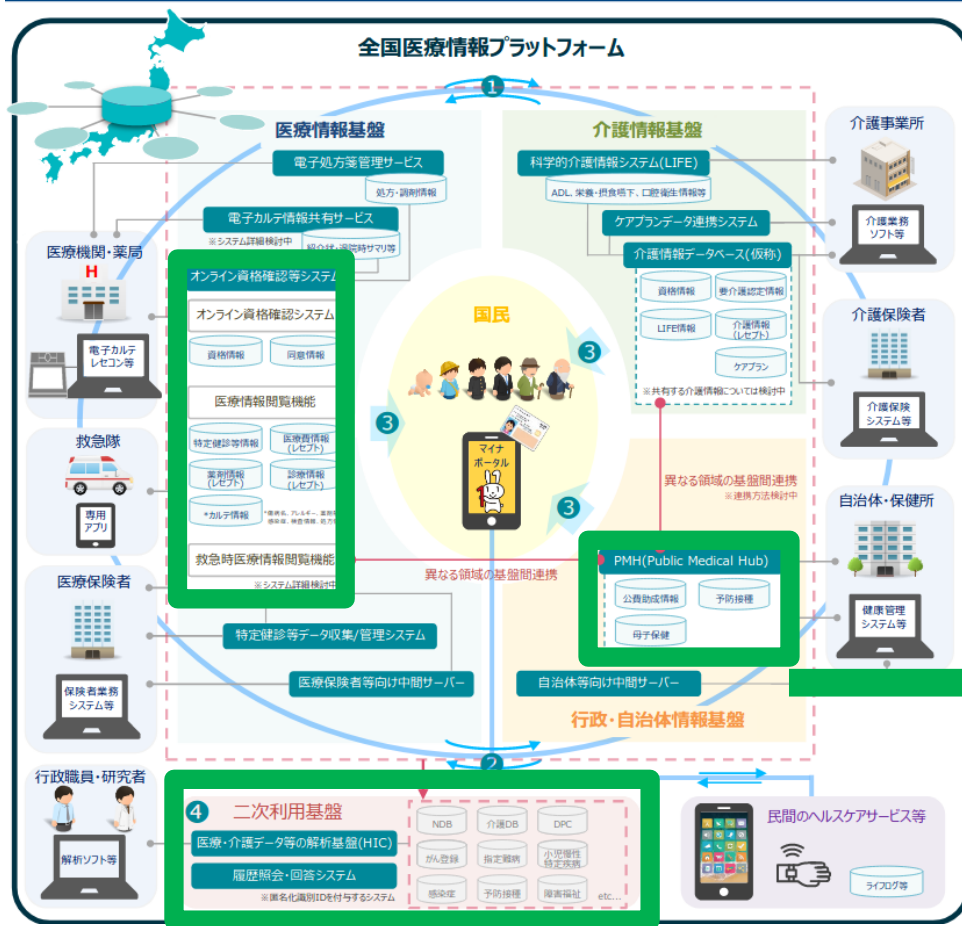
- 医療DX概要
- 予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット
- 大田区における予防接種事務デジタル化事業計画
- 予防接種事務デジタル化スケジュール(R7年度時点)
- 予防接種事務デジタル化の対象となる範囲
- 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ
- 医療機関アプリ導入・予防接種サイトのイメージ
- 医療機関で行っていただく必要のあること(令和7年度想定)

# 医療DXとは

保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、**全体最適された基盤(クラウドなど)**を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、**データ保存の外部化・共通化・標準化**を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。

全国医療情報プラットフォームの全体像 (イメージ)

第4回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム(令和5年8月30日)資料2-3 一部改変



## 「医療DXのユースケース・メリット例」

**1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有**

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



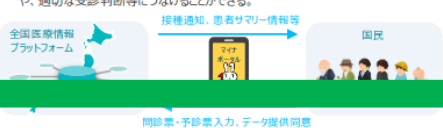
## 2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の交付者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



## 3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予約券や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので自動的にスムーズな接種ができる。予約券・問診票を何度も書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



## 4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や確かな診断が可能になる。

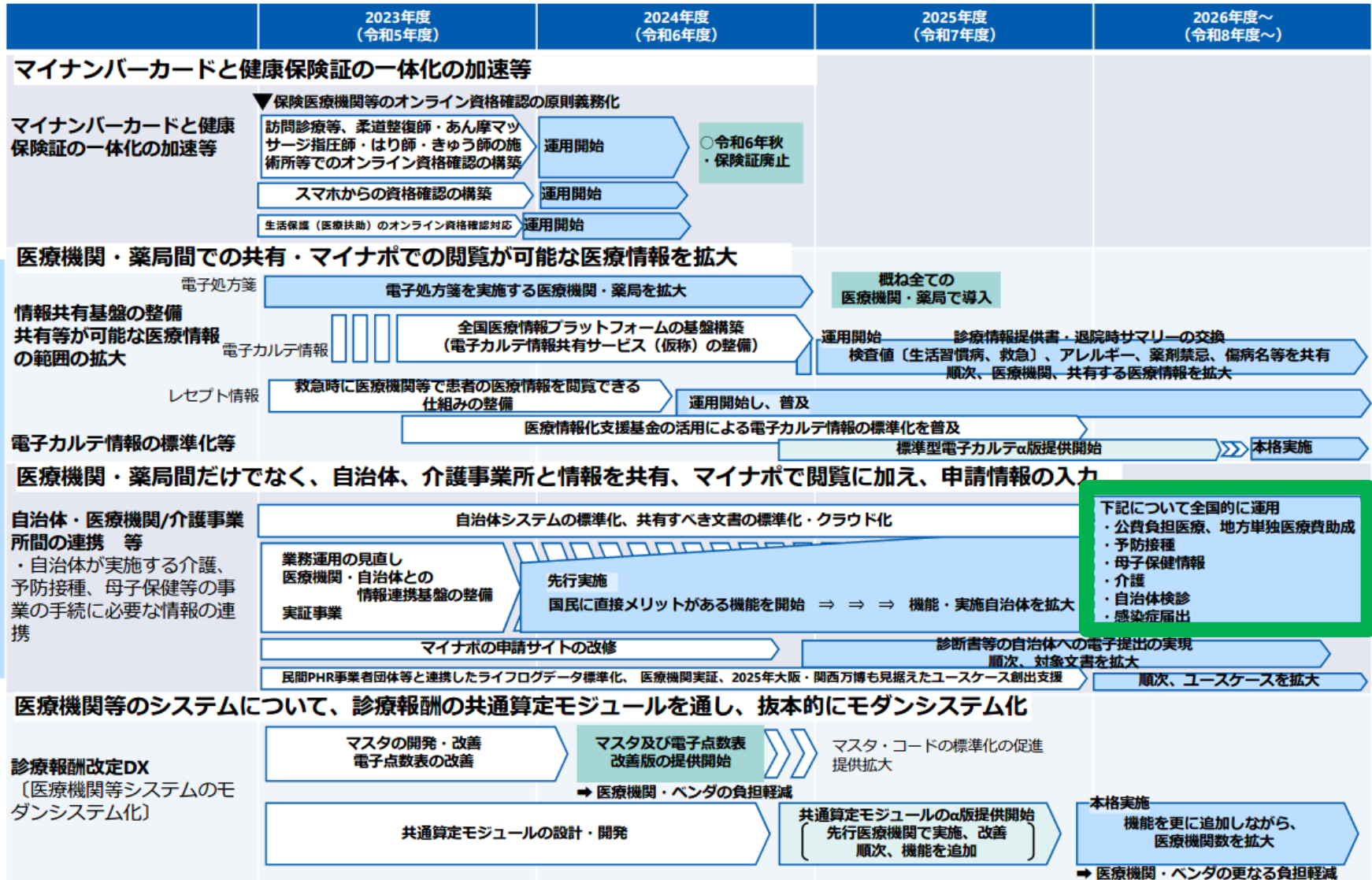


自治体向け中間サーバー  
 →PMHを新たに構築  
 →PMH領域には、  
 公費助成医療、予防接種、  
 母子保健、検診などの情報  
 が連携データとなる。

## 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

今後改訂見込

全国医療情報プラットフォームの構築



- 下記について全国的に運用
- ・公費負担医療、地方単独医療費助成
  - ・予防接種
  - ・母子保健情報
  - ・介護
  - ・自治体検診
  - ・感染症届出

# 予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット(1)



# 予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット(2)

## ① 住民の利便性の向上

### 1. より良い医療の享受

- ・ 住民向け民間PHRアプリとの連携
- ・ 医療機関等における予防接種記録等の閲覧

### 2. 里帰り出産時等の予防接種の利便性向上

- ・ 集合契約の締結による事前申請等の手続の省略

## ② 自治体・医療機関の業務効率化

### 3. 予防接種事務関連情報の電子化を通じた業務効率化

- ・ 定期の予防接種期間のプッシュ通知
- ・ 予診情報の電子化
- ・ 接種記録情報の電子化
- ・ 副反応疑い報告の電子化・伝送化
- ・ 間違い接種のリスク低減
- ・ (健康被害救済申請の電子化)

### 4. 予防接種業務に関連する審査・請求・支払業務に係る負担軽減

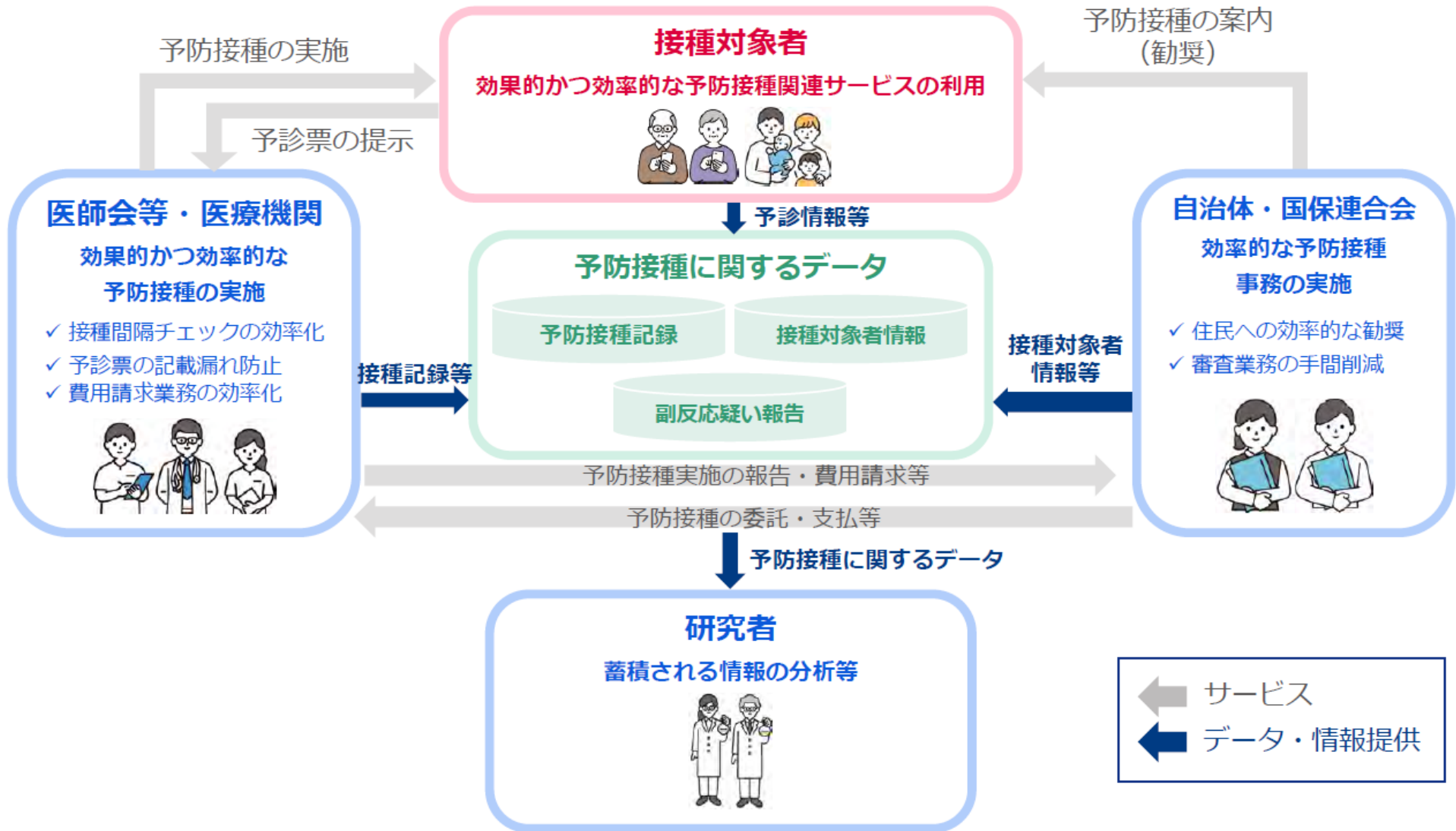
- ・ 接種記録情報の電子化・伝送化
- ・ 自治体での審査の電子化
- ・ 審査結果の電子化・伝送化

## ③ データ利活用によるワクチンの有効性・安全性の向上

### 5. 蓄積される情報の分析等を通じたワクチンの有効性・安全性の向上

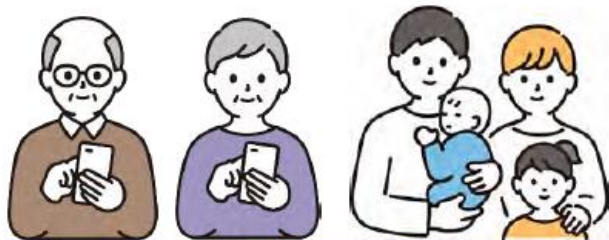
- ・ 予防接種対象者情報
- ・ 接種記録情報
- ・ 副反応疑い報告
- ・ 死亡情報
- ・ 母子保健・検診情報

# 予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット(3)



# 予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット(4)

## デジタル化でここが変わります！



複数ワクチンの予診票へ楽々入力！  
さらに住所などは自動入力



何枚もの予診票の記入は不要  
デジタル予診票なら  
引継ぎ機能・自動入力で楽々  
入力！

子どもの接種歴が自動反映され  
いつ何を打てばいいかを自動表示



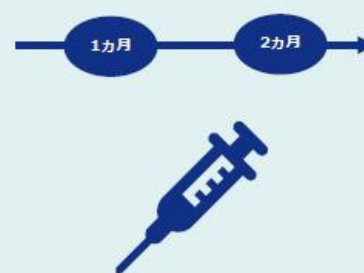
ワクチンごとに接種時期や間隔が  
異なるためスケジュール管理が大変  
…  
マイナポータルを見れば簡単に！  
接種記録をいつでも確認できる！

接種実績の集計や報告が自動化！



接種記録を取りまとめるのは手間…  
接種記録を登録すれば自動で請求！

間違い接種防止のための  
ワーニング機能あり



過去の接種実績から接種間隔を  
自動でチェック！

マイナンバーカードによる  
オンライン資格確認により、  
紙の予診票でも接種情報の取得  
が可能です。

# 大田区における予防接種事務デジタル化事業計画

## 【デジタル化実施に向けて区が整備する必要のある主な項目】

- 健康管理システムの改修 ⇒ 区民の対象者データを中間サーバーにアップロードする必要がある
- 条例の改正 ⇒ 番号法独自利用に関する改正が必要
- 特定個人情報保護評価(PIA)の実施 ⇒ マイナンバー利用事務の場合作成が必須(作業に最短半年)
- デジタル化後の事業運用の検討 ⇒ 紙予診票の処理検討、関係機関調整・周知等
- 母子保健・自治体検診DXなどとの整合性調整
- デジタル化実施に向けた環境整備 ⇒ アプリ導入・タブレット等手配等



- ◎予防接種事務デジタル化のシステム改修規模が大きく、システム改修の早期対応が困難
- ◎対象者規模が多く、また予防接種実施医療機関数が多いため、準備に相応の時間を要する
- ◎現行紙運用からの変更や規則の改正等、事業実施の準備に最低1年以上を要する

以上のことから、大田区としては、**令和10年4月から**予防接種デジタル化対応を開始できるよう準備を行う。

# 予防接種事務デジタル化スケジュール(R7年度時点)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
大田区	<p>説明会実施 #1</p> <p>デジタル化事業計画作成</p>	<p>説明会実施 #2</p> <p>デジタル化アンケート実施</p> <p>アプリ検討・選定</p> <p>予算要求</p>	<p>集合契約締結</p> <p>アプリ導入 タブレット調達・配布</p>	運用開始⇒
医師会		<p>医療機関連絡・調整</p>	<p>集合契約締結</p>	
医療機関		<p>デジタル化アンケート回答</p> <p>タブレット必要台数仮申告</p>	<p>集合契約締結</p> <p>自医療機関内事務運用検討</p> <p>アプリ導入 タブレット受取・管理</p>	

※スケジュールは変更となる場合があります。

# 資料上で使用する用語の説明

用語	説明
予予・請求システム	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの略。 市町村が対象者情報の登録を行うほか、デジタル予診票の問診データの照会、医療機関の接種実施記録の登録、請求情報管理等の情報連携を行うシステムのこと。 国保中央会が開発予定の予予請求システムは、デジタル庁が現在整備しているPMHのうち予防接種に関連する部分を令和7年4月に国保中央会が引き継いだ上で、機能改修・追加開発を加えることにより、令和8年度以降、「予予請求システム」として運用開始する予定。
予防接種サイト	オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するWEBサイトのこと。 予予・請求システムがサイトの画面を提供する。
医療機関アプリ	予予・請求システムとの <a href="#">医療機関事務の情報連携に使用するアプリ</a> 。契約主体は、区が行う。
予防接種アプリ	区民が利用するデジタル予診票の受信や送信、接種記録の閲覧などができる専用アプリ。マイナポータルに接続する必要がある。 例)母子健康手帳アプリ
予防接種データベース (予防接種DB)	予防接種の実施状況・副反応疑い報告の匿名データベース。 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実を図ることが目的。 厚労省以外に第三者提供などに係る依頼にも対応。

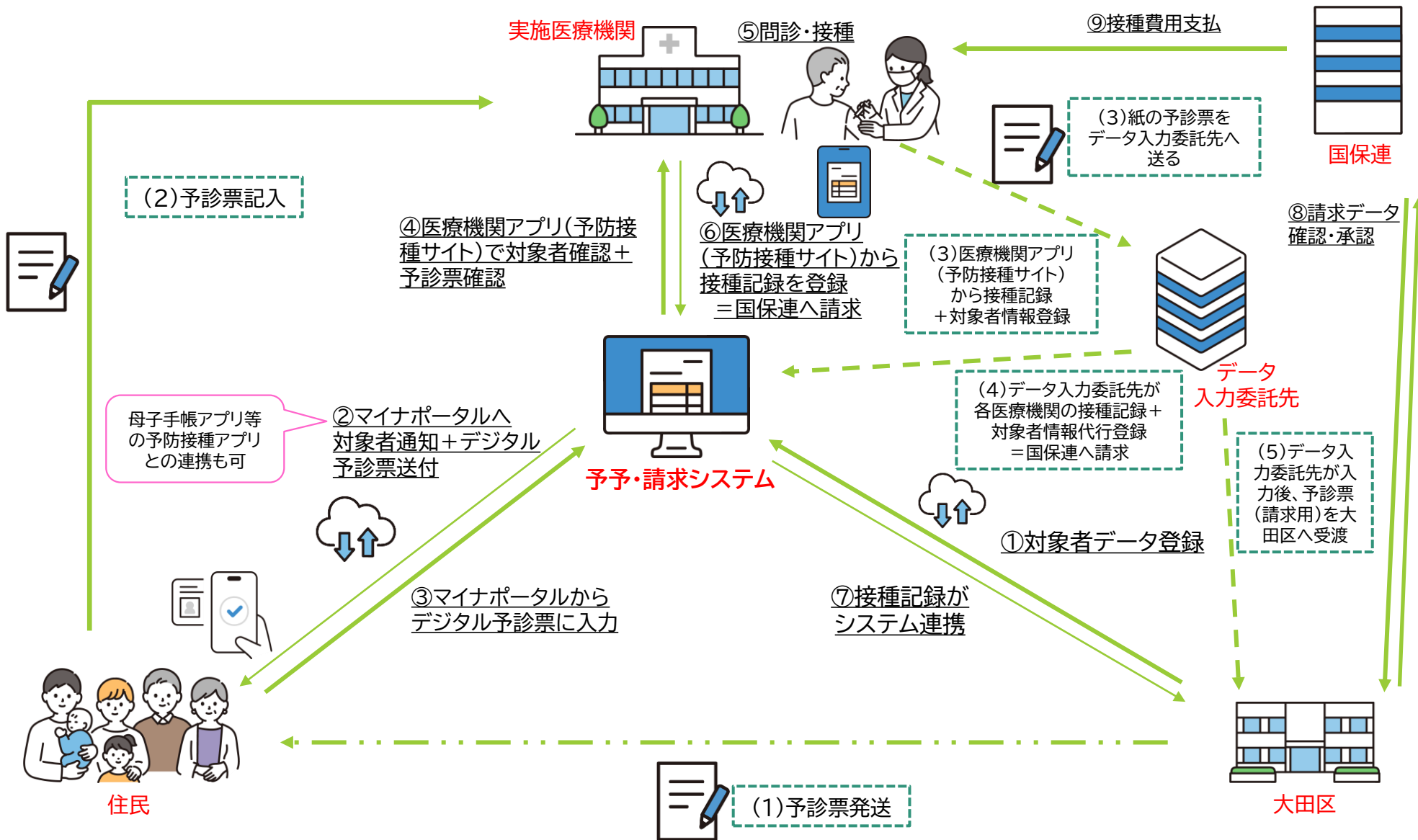
# 予防接種事務デジタル化の対象となる範囲

No	類型	デジタル化対象	予防接種DB管理対象
1	定期予防接種	対象	対象
2	臨時接種	対象	対象
3	任意接種 (自治体助成あり)	対象	対象
4	任意接種 (自治体助成なし)	対象外	対象外

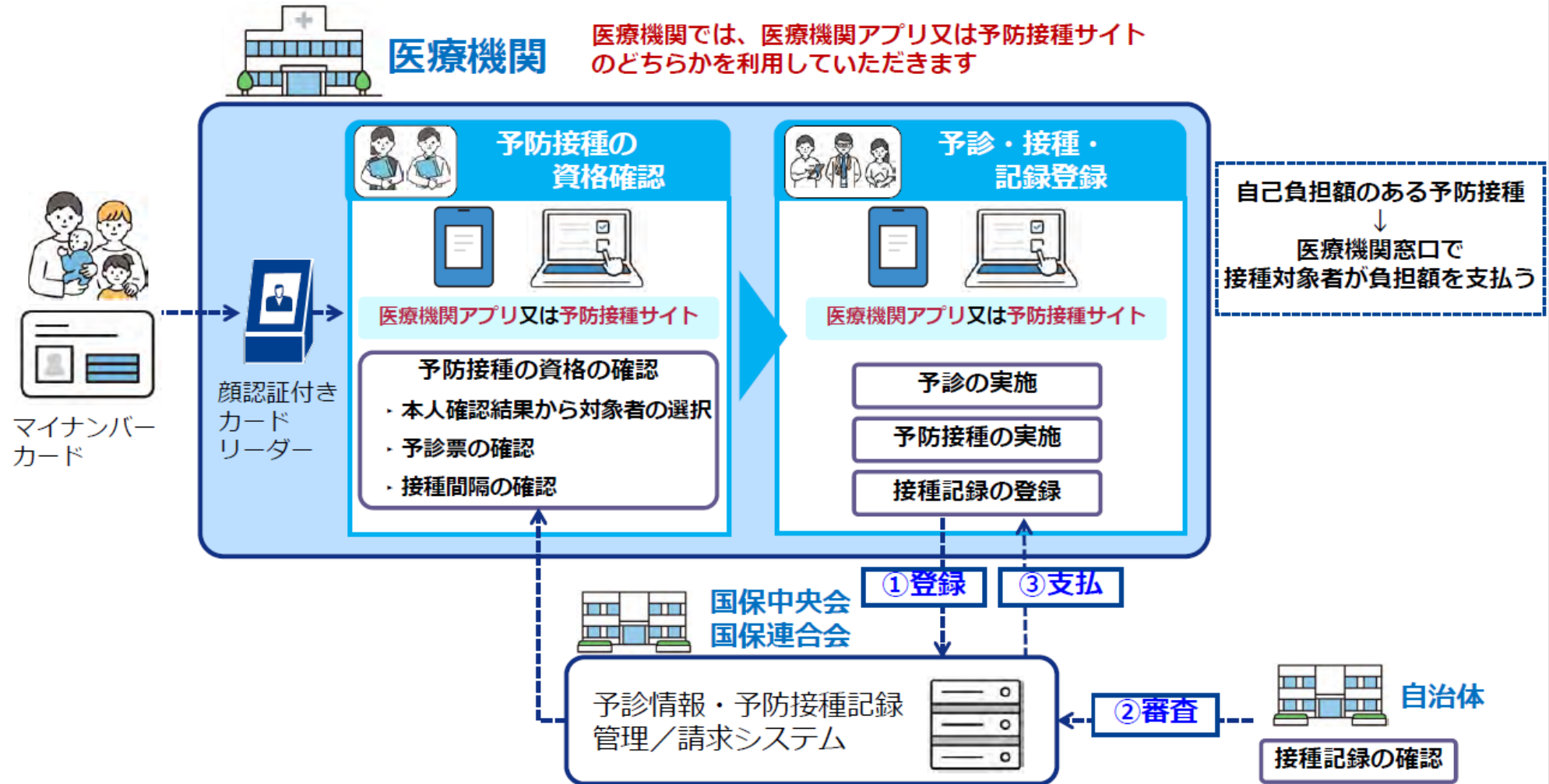
# 予防接種事務デジタル化後のイメージ図

マイナ保険証の流れ

紙予診票の流れ



# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(1)



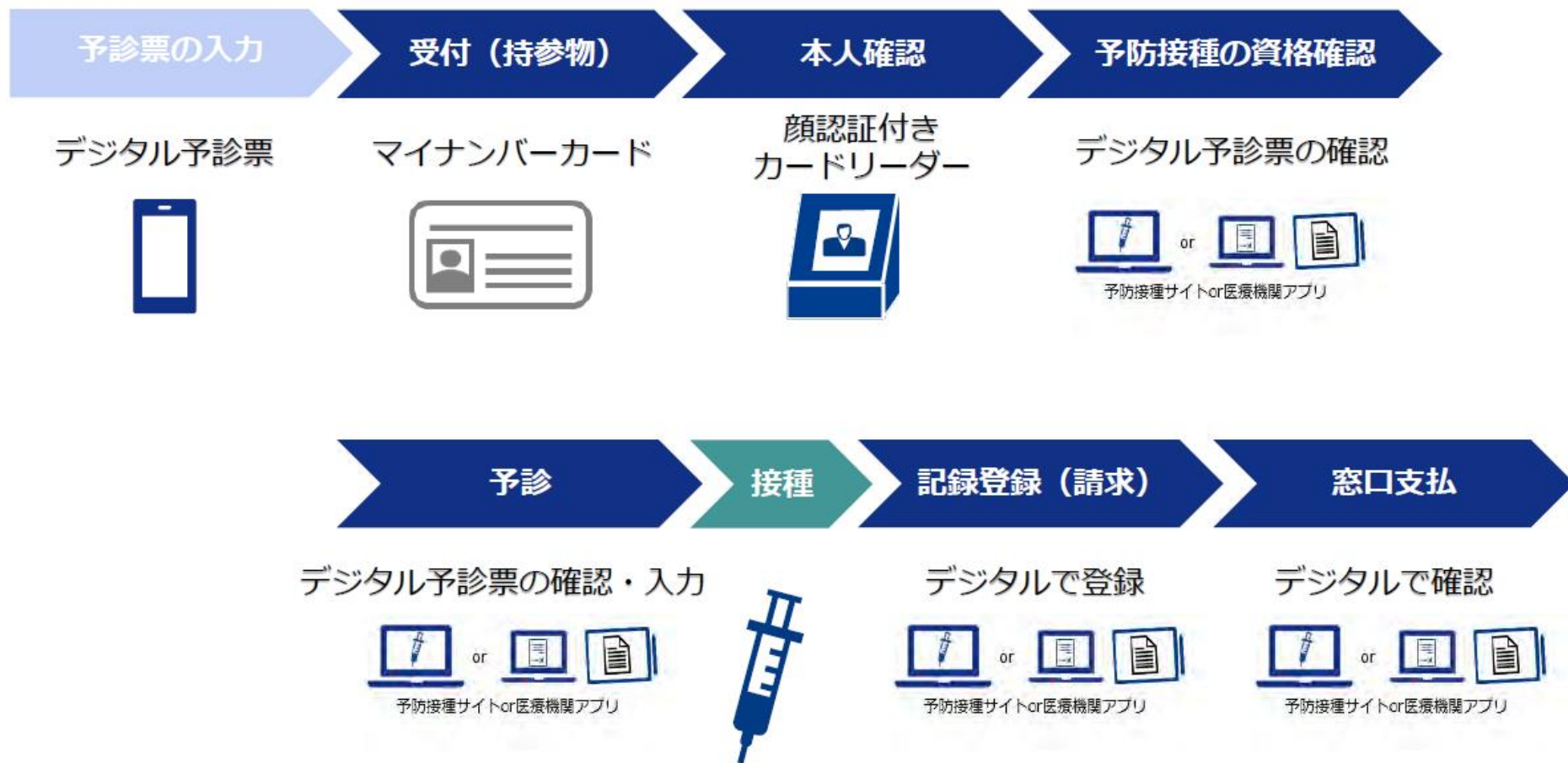
## 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(2)

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、**医療機関アプリ**又は**予防接種サイト**のいずれかを選択していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っていただける工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。
- なお、**電子カルテ改修（特にクラウド型）**により、**予防接種事務のデジタル化に対応できるよう準備中**です。

	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、医療機関において、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民が登録したデジタル予診票の閲覧</li> <li>・ 過去の予防接種記録の閲覧</li> <li>・ 予防接種記録の登録</li> </ul> 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オン資NW
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。	オン資NWの接続の整備が必要となります。一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(3)

デジタル予診票を確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(4) 受付～本人確認

## 通常診療の場合



## デジタル化以降の予防接種の場合



### ① 資格確認を行う者の検索

予防接種向け医療機関アプリ

受付済対象者の検索

受付年月日\*

接種対象者氏名

検索

➤ 本人確認の受付日や氏名等から、資格確認を行う者を検索する。

### ② 資格確認を行う者の選択

予防接種向け医療機関アプリ

受付済対象者の検索結果

項番	本人確認日時	接種対象者氏名 (漢字)	接種対象者氏名 (カタ)	生年月日 年齢	性別	
<input type="checkbox"/>	1	2025/6/10	*****	*****	2023/5/10 2歳1か月	男
<input type="checkbox"/>	2	2025/6/12	*****	*****	2024/4/10 1歳2か月	女
<input type="checkbox"/>	3	2025/6/12	*****	*****	2020/3/21 4歳11か月	女
<input type="checkbox"/>	4	2025/6/13	*****	*****	2023/5/24 2歳1か月	男
<input type="checkbox"/>	5	2025/6/13	*****	*****	2024/10/10 0歳8か月	女
<input type="checkbox"/>	6	2025/6/13	*****	*****	2023/8/10 1歳10か月	男

選択

➤ 顔認証付きカードリーダーによる本人確認済みの者の中から、検索条件に合致する者が一覧として表示されるため、資格確認を行う者を選択する。

選択ボタンを押下し  
次の画面へ

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(5) 本人確認～

## ③ 予診票の受付

予防接種向け医療機関アプリ

予防接種一覧

チェック	項番	予防接種名
<input type="checkbox"/>	1	MRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）
<input type="checkbox"/>	2	ロタウイルスワクチン
<input type="checkbox"/>	3	インフルエンザワクチン
<input type="checkbox"/>	4	DPT-IPV-Hib（5種混合ワクチン）
<input type="checkbox"/>	5	小児肺炎球菌ワクチン（15価）

【注意情報】※文言、表示方法はイメージ

項番 1 [MRワクチン（麻しん・風しん混合ワクチン）] は前回接種から十分な期間が開いていない可能性があります。

項番 2 [ロタウイルスワクチン] は現在法定期間外となります。

受付

- 選択した者が予診票の回答を完了している予防接種の一覧が表示される。

※ 予診票の回答は事前にマイナポータルで行われている。

- 一覧には、予防接種の資格情報に関する注意事項(対象期間外の場合や注意すべき接種間隔等)も表示される。
- 予防接種の一覧の中から、その日に予診・接種を実施するワクチンを選択して、予診票の受付(=予診票の受領)を行う。

## ④ 予診票の表示

予防接種向け医療機関アプリ

予診票回答

予診票情報

1. 質問事項 2. 医療機関記入 3. 医師判断 4. 接種履歴

00ワクチン

質問項目 回答

00ワクチンの接種を初めて受けましたか? いいえ

1回目接種ですか? 6月1日

最近1か月以内に病気にかかりましたか? (肺炎) いいえ

最近1か月以内に病気にかかりましたか? はい

最近1か月以内に病気にかかりましたか? いいえ

最近1か月以内に病気にかかりましたか? いいえ

最近1か月以内に病気にかかりましたか? いいえ

予防接種へのいりる同意 同意

医師の診察・説明を受け、予防接種の必要性を認め、接種の同意を表明した上で、接種を希望しますか? 接種を希望します

本人（もしくは保護者）の署名 姓 花子

接種記録 Xメニュー Xメニュー Xメニュー Xメニュー

- 予診票の回答内容を確認する。

予防接種向け医療機関アプリ

予防接種履歴

接種日	ワクチン名	接種履歴
2024/10	00ワクチン	
2024/09	00ワクチン	
2024/08	00ワクチン	
2024/07	00ワクチン	
2024/06	00ワクチン	
2024/05	00ワクチン	
2024/04	00ワクチン	
2024/03	00ワクチン	
2024/02	00ワクチン	

接種履歴詳細

接種日	接種場所	接種内容	接種結果
2024/10	〇〇〇〇〇〇	00ワクチン	接種完了

接種記録 Xメニュー Xメニュー Xメニュー Xメニュー

- 過去の接種履歴の閲覧も可能。

- ◆ ただし、過去の全ての記録が保管されているわけではないため、**当面は母子健康手帳の確認も併せて行うことが必要。**

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(6) 予診～接種

ワクチン情報の登録は、基本的に以下の手段にて実施  
①タブレットカメラで読み込み  
②バーコードリーダーで読み込み

## ① ワクチン情報の確認、予防接種の準備



➤ ワクチン情報のバーコードを民間アプリに読み込む。



➤ 読み込んだワクチンと予定している予防接種との一致確認や、ワクチンの有効期限等をシステムでチェックする。



➤ チェック結果等に基づき、接種の準備を行う。

## ② デジタル予診票を用いての予診



デジタル予診票

➤ デジタル予診票を確認しながら、予診を実施する。

## ③ 接種



➤ 接種可否を判断した後、接種を実施する。

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(7) 接種記録～請求

## 現行

### ① 接種記録の作成

- 紙の予診票の下段に、接種年月日、ワクチン名、Lot番号、接種量等を記載する。



### ② 請求書(予診票)のとりまとめ

- ワクチンの種類ごとに束ねて、件数(枚数)を数えて記録し、予診票の複製(コピー)を管理しておく。



### ③ 請求書(予診票)の提出

- とりまとめた予診票を請求先の自治体に郵送する。



## 予防接種デジタル化後

### ① 接種記録の作成・登録

- 民間アプリに事前に入力されているワクチン名、Lot番号等を確認の上、接種量を入力して、記録登録ボタンを押下する。



※ 現行の②・③の作業は不要となる。

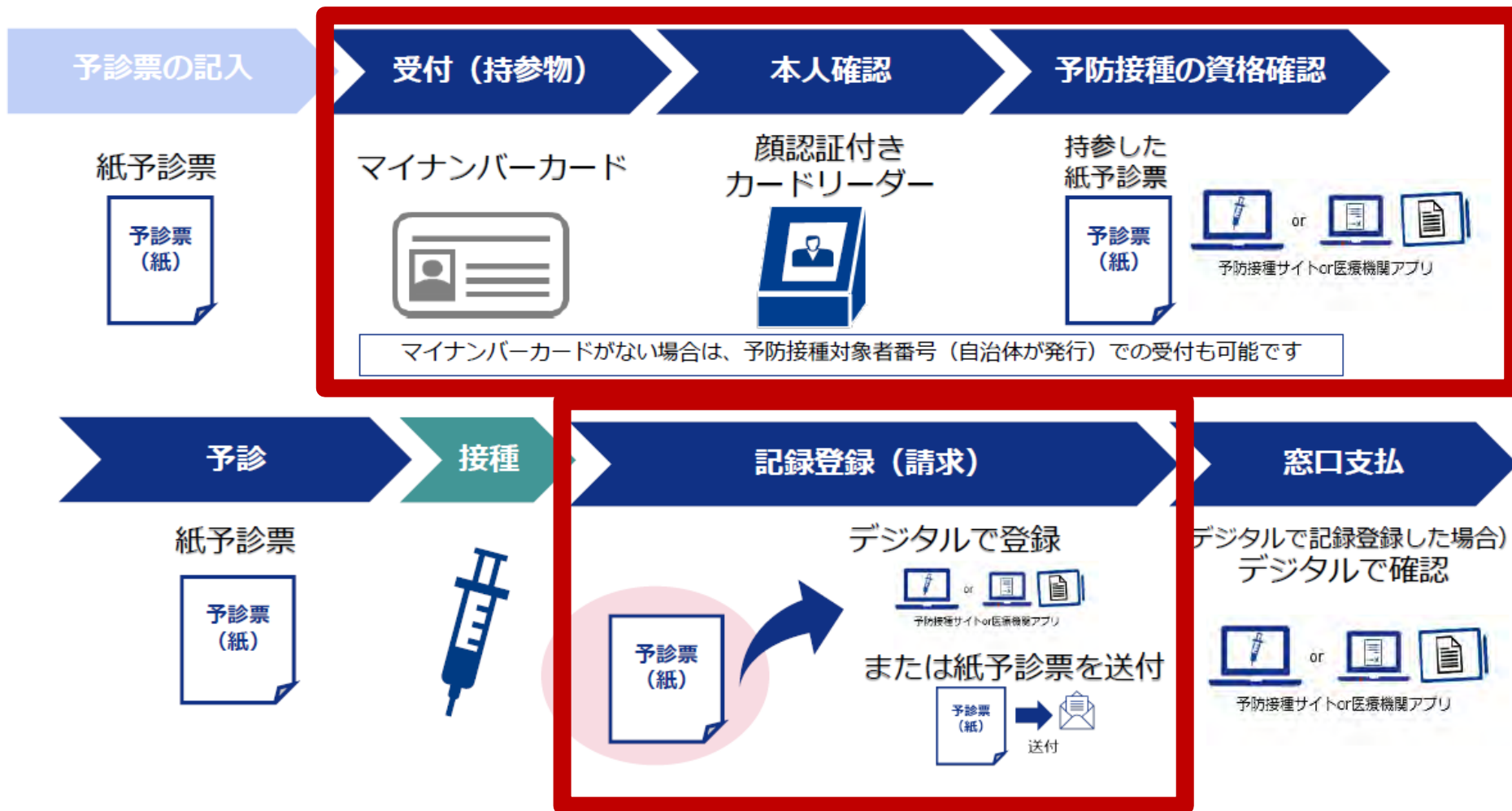
①の登録情報に基づき、予予システム側で請求処理を実施する。

- ✓ 登録した接種記録は、民間アプリで修正可能。
- ✓ デジタル予診票の内容も、民間アプリで閲覧可能。
- ✓ 請求件数等の費用請求・支払に関する記録は、医療機関内のオン請求NWに接続している端末を用いて予防接種サイトにアクセスすることにより閲覧可能。



# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(8) 紙予診票

紙の予診票での受診の場合、紙の予診票を確認し、接種記録登録と窓口支払をデジタルで行う



# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(9) 紙予診票

マイナンバーカードをお持ちでない方や紙予診票での接種を希望される方への対応

本人確認 ~ 予診・接種

接種記録の作成・登録、費用請求

C-1：顔認証付きカードリーダーを備えている医療機関の場合

医療機関アプリからも登録可能



医療機関内のオン請求NWに接続している端末  
(予防接種サイト)

- ▶ 接種記録情報や被接種者の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を入力して、記録登録ボタンを押下する。
  - ✓ 登録情報に基づき、請求処理を予診・請求システム側で実施するため、紙の予診票のとりまとめ等は不要。
  - ✓ 4情報に関しては、登録を受けた市区町村において、適切な対象者との紐付けを行う。

本人確認から予診・接種までは、紙の予診票を用いた従来の業務とおり。



紙予診票

C-2：顔認証付きカードリーダーを備えていない医療機関の場合

外部委託実施については、区で検討中

- ▶ 現行の業務(下記①~③)を実施する。ただし、③の郵送先は、自治体ではなく外部委託機関となる。
  - ① 接種記録の作成
  - ② 請求書(予診票)のとりまとめ
  - ③ 請求書(予診票)の郵送(⇒ 外部委託機関)



外部委託機関の  
インターネット接続端末

(※遅くとも令和9年度までに環境整備)

- ▶ 紙の予診票に記載されている内容をもとに、接種記録情報等を入力して、記録登録ボタンを押下する。



# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(10) 診療録

## 現行の予防接種事務

- 予防接種については、市町村からの委託を受けた医療機関が実施しており、医師が、接種対象者が事前に記入した予診票（紙媒体）等の確認や予診を行い、接種可能と判断した場合には、当該予診票に予診結果を記載し、署名又は記名押印をした上で接種を実施している。
- また、医療機関等は市町村に接種委託料を請求するため、当該予診票を市町村に送付している。

## 現行の診療録

- 医師法第24条において、医師が診療をしたときは、**診療録を作成し、これを5年間保存すること**となっていることから、多くの医療機関においては、**予診情報・接種記録が記載されている予診票の写しを診療録として保存している。**
- ※ 予診票の写しを保存するのみならず、電子カルテ等で接種記録を保存する医療機関もあるが、予診情報、ロット番号や接種量等のワクチンの詳細な情報については、入力負担等を鑑みて、当該情報を電子カルテ等に登録しないケースが多いと見込まれる。

\*現行の運用\*



・紙予診票（写し）の保存

又は



・電子カルテ等への入力

○ 医師法（昭和23年法律第201号）  
第二十四条

- 1 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
- 2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

○ 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）  
第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(11) 診療録

- 現行、医療機関においては、診療録を作成・保存するために、紙予診票（写し）の保存や、当該予診票に記載された予診情報・接種記録の電子カルテ等への入力を行っているところ。
- 今後、デジタル化に伴い、医療機関等は予予・請求システムに予診情報・接種記録を登録することとなり、現行の運用（紙予診票の写しの保存や電子カルテ等への入力）に加えて、二重の手間が生じるのではないかと、という懸念がある。
- 予予・請求システムに予診情報・接種記録を登録し、保存することは、診療録を電磁的記録として医療機関の外部で保存する場合の基準等を定める関係法令等（※）に定める以下の基準を満たしているところ。
  - （1）記録の①見読性、②真正性、③保存性の確保
  - （2）保存場所における安全性の確保・個人情報の保護
  - （3）責任の所在の明確化
- ➡ 予予・請求システムに、**医師法施行規則第23条に規定する診療録の記載事項を含む予診情報・接種記録を登録することをもって、診療録の作成・保存がなされていると解すことは法令及びシステム上可能**である。
- なお、予予・請求システムに登録しない情報については、別途診療録の作成・保存が必要となる。また、デジタル化開始以降も紙の予診票による接種は可能であるが、その場合、予予・請求システムに予診情報を登録しないことから、従来どおり診療録の作成・保存のために、紙予診票（写し）の保存や、当該予診票に記載された情報の電子カルテ等への入力を行う必要がある。




※・「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成17年厚生労働省令第44号）  
・「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」の一部改正について(平成28年03月31日医政発第331030号 政社発第331001号保発第331026号薬生発第331010号)  
・診療録等の保存を行う場所について〔医療法〕(平成14年03月29日医政発第329003号保発第329001号)

- 医療機関は、接種記録登録に必要な情報を満たしている販売包装単位の箱のバーコードを読み取る必要がある。よって、**医療機関にはバーコード付きの箱を廃棄しないよう周知いただく必要がある。**

## GTINコードとは

- GTINコードは、調剤包装単位、販売包装単位、元梱包装単位で付属しているバーコードに含まれている14桁の番号。
- 医療機関アプリのカメラ機能やバーコードリーダーで読み取ることで、商品コード、有効期限、製造番号・記号などのワクチン情報を自動かつ正確に取得できる識別コード。

## GTINコードから取得できる情報（包装単位別）




医療用医薬品の種類	調剤包装単位 (アンプルやバイアルなど) 			販売包装単位 (10アンプル入りの箱など) 			元梱包装単位 (販売包装単位である箱が複数梱包された段ボール箱など) ※予予・請求システムでは、元梱包装単位のバーコードでは読み取り不可 			
	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	数量
表示情報	◎	○	○	●	●	●	◎	◎	◎	◎

- : 法第68条の2の5に基づき必ず表示するもの
- ◎ : 通知（令和4年9月13日 医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等について）に基づき必ず表示するもの
- : 任意表示

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(13) ワクチン情報の登録

- 販売包装単位の箱がない場合（※1）、調剤包装単位のバーコードを読み取る必要がある。  
（※1）総合病院等で薬剤部から調剤包装単位でワクチンが診療科に配られる場合など。
- 調剤包装単位のバーコードでは、現状接種記録登録の必須項目である「有効期限」及び「製造番号・記号」は任意表示情報であるため、情報に含まれていない可能性がある（※2）。製造番号（=ロット番号）は、予防接種に関する記録として台帳上必要となることから、手入力していただく必要がある。  
（※2）調剤包装単位のバーコードに「有効期限」及び「製造番号・記号」が含まれている場合は手入力は不要。
- 有効期限が含まれていない場合、予予・請求システムに有効期限が反映されず、記録登録時に有効期限の自動チェックができず、ワーニングが表示され、都度備考欄等に理由の入力が必要となる。

## GTINコードから取得できる情報（包装単位別）

医療用医薬品の種類	調剤包装単位 (アンプルやバイアルなど) 			販売包装単位 (10アンプル入りの箱など) 			元梱包装単位 (販売包装単位である箱が複数梱包された段ボール箱など) ※予予・請求システムでは、元梱包装単位のバーコードでは読み取り不可 			
	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	数量
表示情報	◎	○	○	●	●	●	◎	◎	◎	◎

- ：法第68条の2の5に基づき必ず表示するもの
- ◎：通知（令和4年9月13日 医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等について）に基づき必ず表示するもの
- ：任意表示

# 予防接種事務デジタル化の医療機関事務イメージ(14) まとめ

## ○マイナンバーカードを使用(※保険証連携必要)

- ・接種者は、マイナポータルを使用してデジタル予診票に問診内容を回答
- ・医療機関は、医療機関アプリor予防接種サイトにて、事務処理を実施
- ・電子カルテでの対応は、現時点で不可。今後実装予定あり
- ・接種前に接種ワクチン情報\*の入力が必要
- ・接種後、記録を登録することで請求が行われる
- ・接種記録の修正は、市区町村でできず、医療機関のみ修正可能

### \*ワクチン情報の登録

- ・基本的に販売包装単位の箱のバーコード読み取りが必要
- ・調剤包装単位の箱のバーコードでも対応できる場合があるが、ワクチンによっては一部手入力発生

## ○紙予診票を使用

- ・受付、問診、接種まではこれまで通りの運用
- ・接種後、接種記録+接種者情報(氏名、カナ、生年月日、住所)を医療機関アプリor予防接種サイトに入力し、紙予診票を市区町村へ送付する
- ・上記、接種記録+接種者情報の入力は外注可能(例:医師会、民間事業者、市区町村)

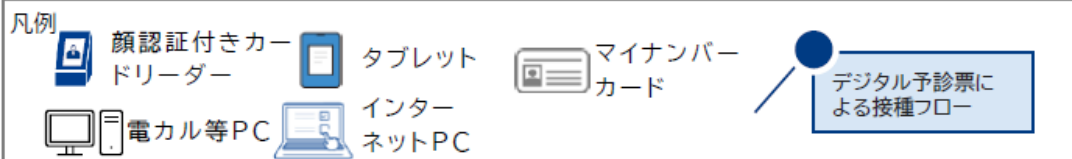
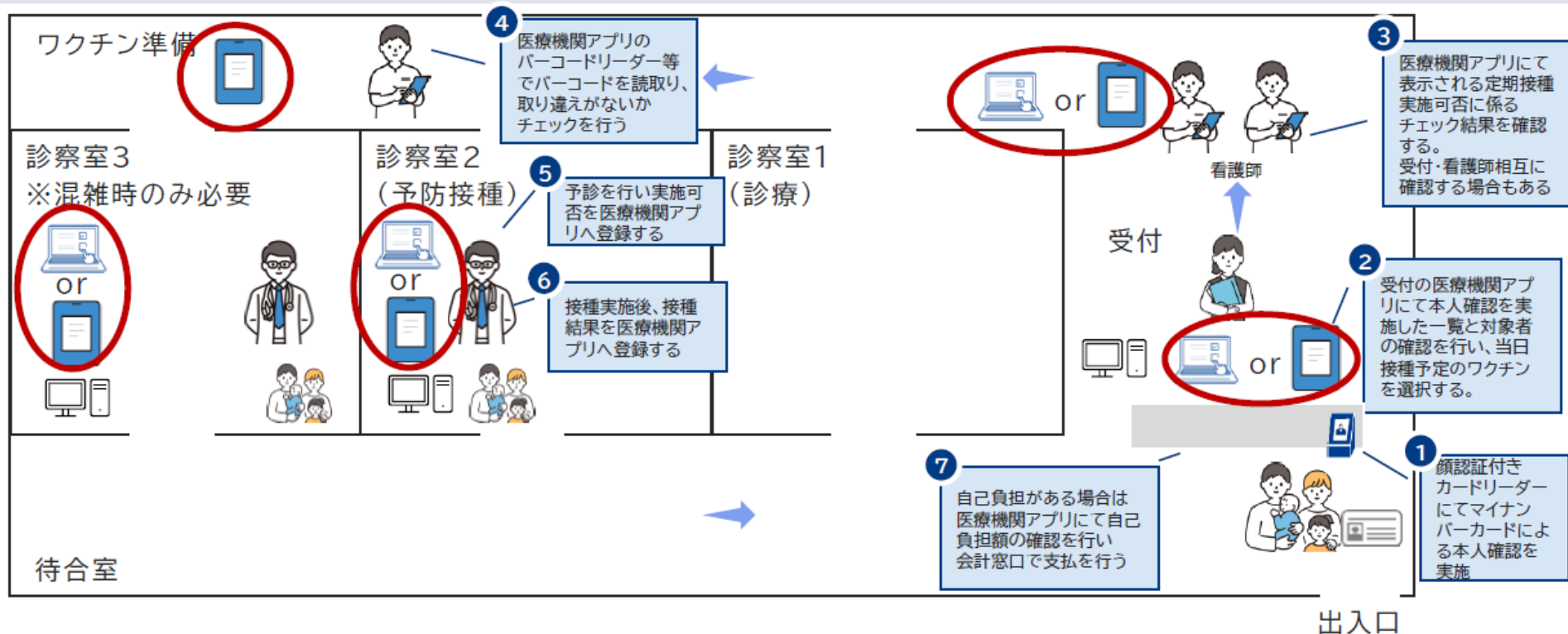
※デジタル化移行後の紙予診票を使用した事務処理については、予予請求システムへの詳細登録方法が厚労省から未提示であるため、現時点において運用決定が困難な状況。

# 医療機関アプリ導入・予防接種サイトのイメージ(1)

#	パターン		医療機関 (想定)	概要
①-1	A類	医療機関アプリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A診療所</li> <li>・ 接種実績：約200件/月</li> </ul>	インターネット接続可能なタブレット又はPCを受付、診察室、ワクチン準備室等へ設置した基本的なパターン
①-2		予防接種サイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B病院 (300床、20診療科)</li> <li>・ 接種実績：約300件/月</li> </ul>	総合受付と診療科毎の受付が分かれているパターン。診療科内の導線は基本的に診療所に近い。
②		予防接種サイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C診療所 (人口の少ない自治体の医療機関を含む予防接種の機会の少ない医療機関)</li> </ul>	通常の保険診療で用いているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末 (レセコン、電子カルテ端末等) を利用し予防接種サイトを用いたデジタル接種を実施する
③-1	B類 (インフル・コロナの場合)	医療機関アプリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ D診療所</li> <li>・ 接種実績：約500件/月 (通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加)</li> </ul>	例年10月～11月にかけてピークが訪れる季節性のワクチンにおいては、短期間で大幅に接種件数が増加する。通常時のデジタル接種の体制を基にピーク時にも対応していく必要がある
③-2		予防接種サイト		
④	その他	集団接種会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団接種会場 (BCG)</li> <li>・ 約50件/回</li> </ul>	自治体が設置した集団接種会場にて医療機関アプリを利用しデジタル接種を実施する

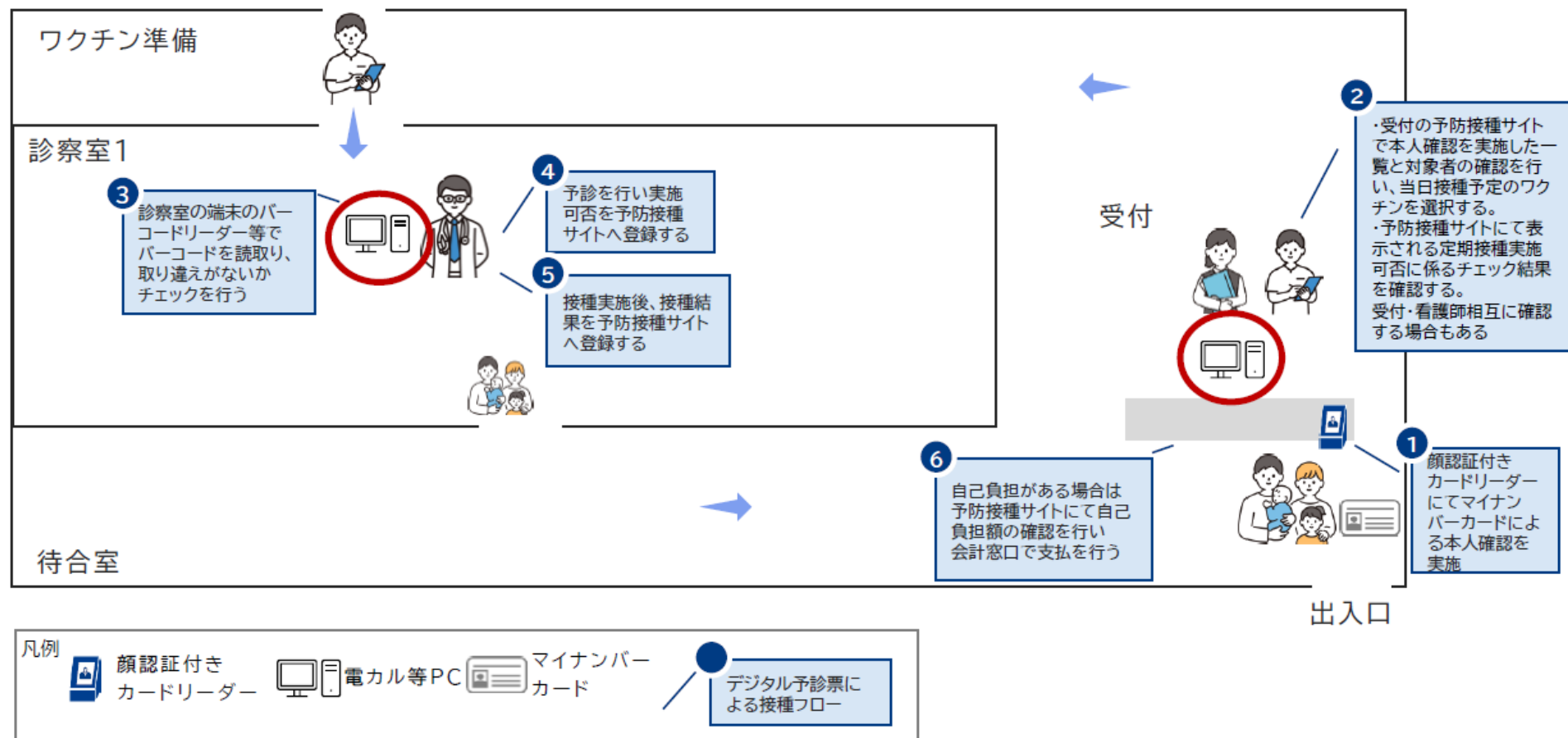
# 医療機関アプリ・予防接種サイト導入のイメージ(2) アプリ&サイト

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、ワクチン準備室1台、診察室各1台を配置する。
- 土曜は予防接種数も増加するため入力業務の負担が大きくなることから、医療機関によってはPC端末でキーボード操作ができた方が効果的である場合も想定される。



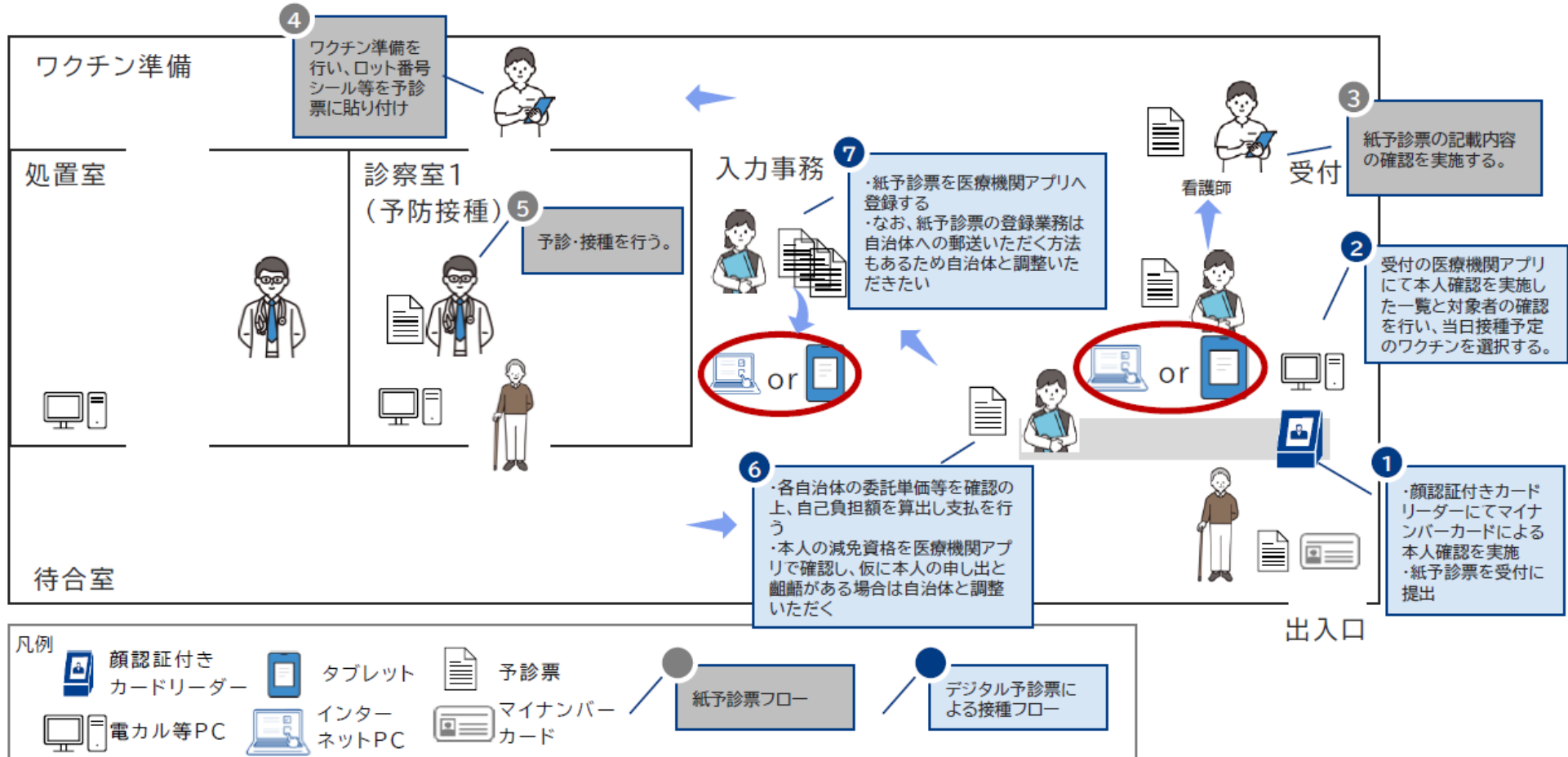
# 医療機関アプリ・予防接種サイト導入のイメージ(3) 予防接種サイト

- 人口の少ない自治体の医療機関や予防接種の機会が少ない医療機関では、予防接種サイトの利用も想定される。予防接種サイトは通常診療で利用している電子カルテ、レセコン等オンライン請求ネットワークに接続された端末を活用いただくことで利用可能。
- ワクチン準備の際に予防接種サイトの利用可能な端末がない場合、診療室の端末にバーコードリーダーを接続し、バーコードの読取りを行っていただく想定。



# 医療機関アプリ・予防接種サイト導入のイメージ(4) 紙&アプリ

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月～11月のピーク時は倍以上に増加する。
- 通常のデジタル予診票による接種の端末数・体制でピーク時へ対応する方法として紙予診票とデジタルのハイブリッドでの運用が想定される。



# 医療機関アプリ・予防接種サイト導入のイメージ(5) 必要見込台数

各医療機関の診察スペースにより、必要となる環境は異なります。  
今回実施するアンケートでは、タブレットの環境整備のため、現時点でのタブレットの必要台数の  
目安を申告いただくこととなりますので、ご参考にしていただければと思います。  
※なお今回ご申告いただいた内容で実際の数量が確定するわけではございません。

医療機関アプリのみを使用	タブレット 4～5台
予防接種サイトのみを使用	オン資NW接続PC 2台
医療機関アプリ + 予防接種サイトを使用	①タブレット 3台 オン資NW接続PC 2台
	②タブレット 1台 オン資NW接続PC 4台

# 医療機関で行っていただく必要のあること(令和7年度想定)

タスク	必要性	時期
予防接種事務デジタル化に係るアンケート調査への協力(紙orWEB)	可能な限りご協力ください	令和8年4月～6月10日まで
予防接種事務デジタル化移行後の自医療機関内運用検討	必須	令和9年度中まで
医療機関アプリ用タブレットの必要台数申告	必須	令和8年度中
集合契約締結作業	必須	令和9年度中
電子カルテの導入・検討	任意	現状時期設定なし
患者・被接種者への周知	必須	令和9年度以降

# 予防接種デジタル化に係るアンケート調査への協力について

予防接種デジタル化にあたり、医療機関アプリ導入に係るタブレット台数の必要数や医療機関における課題の把握を行うため、区内全医療機関を対象としたアンケート調査の実施をいたします。

本アンケートは、今後区におけるデジタル化導入にあたり、非常に重要な調査となりますので、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

## 【アンケート調査概要】

対象：大田区内に所在地のある病院及び診療所

調査方法：WEB or 紙アンケート(回答はいずれの方法でいただけます)

調査実施期間：令和8年4月下旬～令和8年6月10日

調査予定項目数：約12～15問程度